

浜松市都市経営諮問会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市都市経営諮問会議条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、浜松市都市経営諮問会議(以下「諮問会議」という。)が行う調査審議に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 調査審議 条例第2条第1項に定める調査審議をいい、条例第7条に定める会議、条例第8条第1項に定める調査(同条第2項及び第3項に定める協力を得て行うものを含む。以下「調査」という。)を主な内容とする。
- (2) 審議会 条例第7条に定める会議をいい、市長への意見又は市長の諮問への答申を主な議題とする。
- (3) 事前検討会 市の会議室等において行う調査及び市の施設等を訪問して行う調査並びに市長への意見、市長の諮問への答申又は諮問会議の運営に関する事項を協議するものをいう。

(市長への答申)

第3条 諮問会議は、条例第1条に定める目的を実現するため、必要な調査審議を行い、市長の諮問に答申する。

(調査審議)

第4条 諮問会議は、前条の答申を行うため、持続可能な地域社会の形成及び行政体制の在り方並びに行財政制度及び行財政運営の改革等について調査審議する。

- 2 調査審議の有効性を高めるため、諮問会議の委員(以下「委員」という。)以外の者の高度で専門的な知見を活用するものとする。
- 3 前項の委員以外の者は、有識者(調査審議の対象事項に専門的な知見を有する学識経験者等をいう。以下同じ。)とする。

(会長等の責務)

第5条 諮問会議の会長(以下「会長」という。)は、調査審議を統括するとともに、その円滑な運営に努めなければならない。

- 2 会長は、会議の議事について、原則として全会一致をもって進めるものとする。
- 3 委員は、調査審議に積極的に参画するとともに、その円滑な運営に協力しなければならない。

(審議会)

第6条 審議会は、公開を原則とする。

- 2 会長は、審議会の議長として、迅速かつ効率的な会議運営に努めるものとする。
- 3 会長は、審議会の円滑な運営に資するため、議題とした政策、事業等を所管する市の機関の参加を求めることができる。

- 4 会長は、必要に応じ、市の機関以外の者（市の外郭団体、有識者等をいう。以下同じ。）の参加を求めることができる。
- 5 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。
- 6 動議は、他に1人以上の賛成者がある場合に議題とすることができる。
- 7 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしてはならない。
- 8 委員が会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 9 前2項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 10 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他議長が必要があると認める事項
- 11 会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとする。
- 12 会議録及び審議会に提出された資料は、公開を原則とし、ホームページへの掲載その他議長が定める方法により行う。
- 13 審議会の傍聴に関する事項は、別に定める。
（事前検討会）

第7条 会長は、審議会の充実を図るため、必要に応じ、事前検討会を実施することができる。

- 2 事前検討会は、非公開を原則とする。
- 3 会長は、事前検討会の円滑な実施に資するため、調査の対象とした政策、事業等を所管する市の機関の参加を求めることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、市の機関以外の者の参加を求めることができる。
- 5 会長は、第6条第10項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「会議記録」という。）を作成するものとする。
- 6 会議記録は、非公開を原則とする。
（職務上知ることのできた秘密）

第8条 条例第5条第3項に定める職務上知ることのできた秘密とは、調査に関する資料、会議記録、発言の内容等で、公になっていないものをいう。

（細目）

第9条 この規程に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。